長柄町住宅新築補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本町への定住促進に資するとともに、地域経済対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、町に定住する意志を持って新築住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において[長柄町補助金等交付規則](javascript:OpenResDataWinlnkJyo('417902100044000000MH','417902100044000000MH',%20'1'))（昭和36年長柄町規則第３号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　新築住宅　自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された住宅若しくは併用住宅（増改築を含まない。）又は購入された住宅であって、

　　その建築後使用されたことのないものをいう。

(２)　町内施工業者　町内に本店を有する法人又は個人事業主で、新築住宅の工事及び販売を行うものをいう。

(３)　転入者　新しく町に転入した者又は町外に転出してから３年以上経過し、町に転入した者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(１)　町に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されていること。

(２)　世帯全員が市町村税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

(３)　対象となる新築住宅の工事について、町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けていないこと。

２　前項第３号の規定は、当該新築住宅の工事以外の経費について、町で実施する他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

　（補助対象住宅）

第４条　補助金の交付の対象となる工事は、居住用面積が70平方メートル以上の新築住宅の工事とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、２０万円とする。

２　交付対象者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める額を前項の補助の額に加算して交付するものとする。

1. 転入者　１０万円
2. 町内施工業者により新築住宅を取得した者　１０万円
3. 補助金の交付の申請時に夫婦どちらかが満４０歳以下の世帯又はひとり親家庭で父若しくは母が満４０歳以下の世帯　１０万円

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長柄町住宅新築補助金交付申請書（[様式第１号](http://www3.e-reikinet.jp/isumi/d1w_reiki/422902500034000000MH/422902500034000000MH/422902500034000000MH_j.html#JUMP_SEQ_93)）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(１)　世帯全員の住民票の写し

(２)　市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書

(３)　対象である新築住宅の登記事項証明書の写し

(４)　建築確認済証又は建築工事届の写し

(５)　工事請負契約書又は売買契約書の写し

(６)　新築住宅の工事の内容を明らかにする図面

(７)　その他町長が必要と認める書類

２　申請の時期は、対象である新築住宅を取得した日以降とする。

３　交付対象者は、対象である新築住宅を取得した日から１年を超えて申請することができない。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条第１項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、長柄町住宅新築補助金交付決定通知書（[様式第２号](http://www3.e-reikinet.jp/isumi/d1w_reiki/422902500034000000MH/422902500034000000MH/422902500034000000MH_j.html#JUMP_SEQ_95)）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による長柄町住宅新築補助金交付決定通知書をもって、補助金の交付額の確定とみなすものとする。

（補助金の交付請求）

第８条　前条第２項の規定により補助金の交付額の確定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、長柄町住宅新築補助金交付請求書（[様式第３号](http://www3.e-reikinet.jp/isumi/d1w_reiki/422902500034000000MH/422902500034000000MH/422902500034000000MH_j.html#JUMP_SEQ_105)）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。